



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1115	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
1116	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	( " ).....	1
1117	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	2
1118	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	2
1119	指定自立支援医療機関の指定	( " ).....	3
1120	"	( " ).....	3
1121	"	( " ).....	3
1122	"	( " ).....	3
1123	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1124	"	( " ).....	4
1125	"	( " ).....	4
1126	"	( " ).....	5
1127	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	5
1128	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1129	公共測量の終了	( " ).....	6
1130	都市計画の変更	(都市政策課).....	6
1131	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	6

### ○ 公告

	農地を利用する権利の設定に関する裁定	(農林水産総務課).....	7
--	--------------------	----------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30724014 03	合同会社Podemos	たかの訪問介護	和歌山県西牟婁郡上富 田町生馬321-74	訪問介護	令和 3.11.1	令和 9.10.31

### 和歌山県告示第1116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062290139	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター田辺 訪問看護ステーション	和歌山県田辺市稲成町7-1	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 3.7.1
3072500675	株式会社かしの木	介護サービスかしの木	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満1415番地10	訪問介護	令和 3.8.16
3071800464	合同会社HY	ヘルパーステーションあ おば	和歌山県岩出市宮117-41	訪問介護	令和 3.8.30
3071300564	株式会社和通	ケアランドかつらぎ	和歌山県伊都郡かつらぎ町大藪136-2	訪問介護	令和 3.8.31
3072200433	社会福祉法人真寿会	芳養の里デイサービスセ ンター	和歌山県田辺市中芳養字片井1591-1	通所介護	令和 3.8.31
3071201515	医療法人彌栄会	やよいケアステーション	和歌山県岩出市中迫381	訪問介護	令和 3.9.30
3072401205	株式会社シーヒューマン	ケアセンターハマユウ	和歌山県西牟婁郡白浜町941-1	訪問介護	令和 3.9.30
3071500445	株式会社あすなろ	デイサービスあすなろ	和歌山県有田市港町231-62	通所介護	令和 3.9.30
3071000594	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	養護老人ホーム国城寮	和歌山県橋本市隅田町河瀬907	特定施設入居者生活介護	令和 3.9.30

和歌山県告示第1117号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
浦川真哉	外科	紀南病院	田辺市新庄町46番地の70	令和 3.10.31

和歌山県告示第1118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日

3021400 498	ハニーホーム重根	海南市重根348-2 ライフパートナー重根2F	共同生活援助	身体障害者（ 肢体不自由者に 限る。） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	有限会社ライフ パートナー	海南市小野田16 20-101	令和 3.11.1
----------------	----------	----------------------------	--------	---	------------------	--------------------	--------------

## 和歌山県告示第1119号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
一般社団法人訪問看護ステーションスマート	和歌山市秋月331	訪問看護ステーションスマート	令和 3.11.1

## 和歌山県告示第1120号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局福島店	和歌山市福島89-1	道山忠史	令和 3.11.1

## 和歌山県告示第1121号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
セイムス海南名高薬局	海南市名高152-1	中屋英司	令和 3.11.1

## 和歌山県告示第1122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
トータルケアまきクリニック	和歌山市木広町5丁目1-5	木田真紀	令和 3.11.1

**和歌山県告示第1123号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1124号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1125号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1126号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1127号

令和3年和歌山県告示第1003号（以下「告示第1003号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
高瀬勝啓

高瀬安子

高瀬勝教

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1003号のとおり

---

#### 和歌山県告示第1128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 令和3年11月8日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市地内

---

#### 和歌山県告示第1129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき由良町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 令和3年7月15日から同年10月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡由良町地内

---

#### 和歌山県告示第1130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
海南都市計画道路（3・5・102号黒江線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
和歌山県海南市黒江字元屋敷町、市場町、北ノ町、横山  
削除した部分  
和歌山県海南市黒江字桑田
- 3 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

---

#### 和歌山県告示第1131号

道路交通法の一部改正に伴う運転者管理システム改修業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌

山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
道路交通法の一部改正に伴う運転者管理システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年10月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社和歌山支店  
和歌山市七番丁17番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
61,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額5,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

## 公 告

### 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第41条第3項の規定により公告する。

令和3年11月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字志出原80番	田	959㎡

- 2 農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年4月	20か年	0円

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人和歌山県農業公社 理事長 下宏  
和歌山市茶屋ノ丁2番1
- 4 農地の所有者等（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいう。）に係る情報

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 (亡) 岡野安吉

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字山田829番地